

2016年6月7日

No.247

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

3月17日に総務委員会において、地方税法・地方交付税法の一部改正案の質疑が行われ、**又市征治議員**が質疑を行いました。

地方一般財源総額を維持するだけで、地方の行政経費は賅えるのか



又市議員は、地方一般財源総額が実質的に維持されたことは評価しながらも、地方創生が政府から唱えられ、今後、社会保障費の増額も予想される中、現状維持だけで良いのか、社会保障費の自然増は独自に捻出しろというのかと政府の見解を質しました。

高市大臣は、社会保障の充実分、創生事業費を確保し、自治体では安定的な財政運営が可能だと言いつくろいました。

又市議員は、増えた分があるにもかかわらず総額が同一ということは、減少した分があると指摘しました。

自治体財政の偏在性を是正する責任を自治体に転嫁するのは不当だ

又市議員は、2014年から導入されている地方法人課税の偏在是正措置を取上げました。これは消費税増税に伴い、自治体間での税収の偏在性が高まることから、不交付団体の税収の一部を国税に回し不交付団体に交付するというものです。**又市議員**は、国が本来負うべき地方交付税の原資捻出を一部自治体の負担で行うのは、地方分権の流れに逆行すると強く批判しました。合わせて地方財政の健全化のために、税源移譲をさらに進めるように求めました。加えて、地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(2013年11月)の、地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率の地方消費税化と、法人住民税法人税割の地方交付税原資化による税源交換を基本的な目標とすべきだとの指摘についての見解を求めました。

これに対し**高市大臣**は、自治体が自らの財源、地方税で財政運営を行うことが望ましいとしながらも、財政力の弱い団体があるため、法人住民税法人税割の交付税原資化は、国税化された税収全額が、地方の固有財源である地方交付税の原資となるので構わないと強弁しました。また税源移譲については、国と地方の税源配分の5対5を目標に所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲を行ったと答弁しました。そして今後も税源の偏在性が小さく、各地方公共団体の仕事量にできる限り見合った税源配分となるように地方税の充実確保に努めると答弁しました。税源交換については、地方消費税増税に伴う法人住民税法人税割の一部を交付税原資化する方法が現実的また合理的だと、総務省の方針を合理化しました。

最後に**又市議員**は、自治体間の財政力格差是正は国の責任で行うという理念、認識が総務省の中で後退していると指摘し、自治体間格差を逆手に取って一部団体をターゲットにするのは責任転嫁以外の何物でもないと厳しく批判しました。